

理 由 書

5・5・1号鎌倉海浜公園は昭和31年に市民、海水浴客及び観光客の保健慰楽の用に供することを目的として都市計画決定しています。

一方、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画では、「鎌倉地域の漁業者の就労環境の改善、漁船の安全確保、台風等の災害対策のために支援策が必要」とし、鎌倉市都市マスタープランにおいても、「鎌倉地域の漁業継続のための漁業施設の検討、漁港建設に向けた検討」とし、漁業支援施設の整備を位置付けています。また、鎌倉市水産業振興計画では漁業支援施設の具体的な位置を検討し、鎌倉市緑の基本計画では当該計画公園について漁業支援施設との整合を図るとしており、漁港漁場整備法に基づき、施設整備実施に必要となる漁港区域を指定し、漁港施設を整備することとしました。

そこで、整備する漁港施設（漁港への出入り口部分）と重複する5・5・1号鎌倉海浜公園について本案のとおり変更を行います。